

# 事業協同組合全国鍼灸マッサージ師協会

## 総代選挙に関する規約

### (目的)

**第1条** 事業協同組合全国鍼灸マッサージ師協会(以下、本組合という)の総代の選挙は、中小企業等協同組合法及び定款に定めによるほか、この規約に定めるところによる。

### (総代となる者)

**第2条** 総代は、各ブロックにおいて組合員のうちから、選挙により選出する。

### (選挙区及び定数)

**第3条** 総代の選挙区及び定数は、定款の定めるところによる。(別表1)

### (総代選挙の管理)

**第4条** 総代の選挙は、ブロック担当理事が選挙に関する事務を管理する。

### (候補者の立候補の届出等)

**第5条** 総代に立候補しようとする者は、総代の任期満了の3ヶ月前までに、立候補しようとする者の氏名を、文書でブロック担当理事に届け出なければならない。

2 この場合、立候補しようとする者は、組合員5名の推薦人も合わせて届けなければならない。

3 第1項の規定による届出が行われない場合及び届け出た者が当該ブロックの定数に満たない場合、ブロック担当理事は総代候補者を指名することができる。

### (一般選挙)

**第6条** 総代の任期満了に伴う一般選挙は、任期が終わる前の3ヶ月以内に各ブロックにおいて、選挙の場所及び日時等を定めて行うものとする。

### (投票)

**第7条** 選挙は、連記式無記名投票(投票者氏名は記入せず、複数の候補者が記載されている投票用紙に○か×を記入する方式)によって行う。

### (当選人)

**第8条** 有効投票により、総代の定数に達する上位者を当選人とする。

2 当選人を定めるにあたり得票数が同数である場合は、くじで定める。

3 第5条の規定により、届出又は指名のあった候補者が、その選挙すべき総代の数を超えないときは、投票は行わず、当該候補者をもって当選人と定める。

### (ブロックにおける選挙の報告)

**第9条** ブロック担当理事は、総代選挙を行う場合、その場所、日時を文書で理事長に報告するものとする。

2 ブロック担当理事は、総代選挙の結果を速やかに理事長に報告しなければならない。

### (その他)

**第10条** この規約に定めのない事項であつて緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

### 付 則

この規約は、平成26年6月22日から施行する。

(別表1)総代の定数

地 域	定 数
<北海道・東北> 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	4人
<東京・神奈川> 東京都、神奈川県	27人
<関東・甲信越> 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県、山梨県	25人
<東海・北陸> 静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県	18人
<近畿> 滋賀県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、和歌山県	18人
<中国・四国> 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	4人
<九州・沖縄> 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	4人
	100人